

イギリス会社法における検査役による 会社調査制度とその運用状況

田 邊 真 敏

- 1 はじめに
- 2 総 説
- 3 検査役による調査
- 4 国務大臣による非公式調査の導入
- 5 検査役調査における手続の公正性
- 6 検査役の権限の制御
- 7 会社調査の運用状況
- 8 まとめと課題

1 はじめに

株式会社の経営が健全に行われることを確保するために、多くの国の会社法が採用している主な仕組みとして、第1に監査役等の機関による経営者の監督・監視、第2に株主自身による監督是正権、第3に株主および会社債権者による事後的な責任追及がある。

株主がその権利を行使するためには、経営に関する情報に適時適切にアクセスできる環境が必要であるが、どこまでの情報を開示するかについて株主と取締役の間に利害対立が生じやすい。また会社債権者は、会社の外部者であるため経営情報へのアクセスには限界がある。この点につき、アメリカでは民事訴訟手続におけるディスカヴァリ（discovery）によって、訴訟当事者の主導で情報格差の解消が図られる仕組みが存在しているが、わが国会社法では主に裁判所に調整機能が委ねられている。

株主自身による情報収集の限界を補うものとして、わが国では検査役の制度も

設けられているが、濫用の危険を防ぐ趣旨でその要件および効果に厳格な規制が加えられており、株主自身のアクションで情報格差を埋めることには限界がある¹⁾。

そこで裁判所以外の外部者が介入することで、株主および会社債権者を保護する仕組みを重層的に採用することが考えられるところ、イギリスでは行政機関がイニシアティブをとって会社の経営状況を調査し、その結果を業務執行の是正につなげてゆく制度が長らく運用されている。わが国の検査役制度は、そもそもイギリスの 1862 年会社法を参考にしたものであるが²⁾、ともに立法から 1 世紀を越え、現在ではその制度設計および運用状況における乖離が大きくなっている。

本稿は、イギリス会社法に基づく検査役および行政機関による会社調査の仕組みとその運用状況を明らかにして、わが国の検査役制度の枠組みを再検討するための手がかりを得ようとするものである³⁾。

2 総 説

会社調査制度は、行政機関が会社調査のイニシアティブをとるものとして、長年にわたりイギリス会社法の特徴の 1 つを形成してきた。現在は 1985 年会社法

1) 落合誠一編『会社法コンメンタール 8——機関 (2)』107 頁 [久保田光昭] (商事法務、2009 年)。

2) 司法省『ロessler 氏起稿 商法草案 (上巻) (復刻版)』444 頁 (新青出版、1995 年)。

3) 主な先行研究として以下のものがある。坂本達也「イギリス会社法における検査役制度に関する考察——結合企業法制度における従属会社の運営局面との関連で」静法 20 巻 3 号 339 頁 (2016 年)、千手崇史「業務財産検査役による会社の調査と守秘義務——イギリス法との比較を通して」法政 82 巻 2・3 号 877 頁 (2015 年)、上田純子「株式会社における経営の監督と検査役制度 (一) (二・完)——イギリスにおける展開を機縁として」民商 116 巻 1 号 45 頁・2 号 25 頁 (1997 年)、上田純子「イギリス会社法における会社監督庁による調査制度の展開」相山女学園大学研究論集社会科学編 26 号 85 頁 (1995 年)、中島史雄「イギリス会社法における商務省の調査・検査権」茨政 27 号 27 頁 (1970 年)、中島史雄「イギリス会社法上の商務省の権限」早法 17 巻 55 頁 (1967 年)、和座一清「イギリス法に於ける株主の帳簿・書類の閲覧権」金沢大学法文学部論集法経編 2 号 65 頁 (1955 年)、今井宏「英国会社法における常任検査役制度 (一) (二完)」民商 27 巻 3 号 185 頁・6 号 371 頁 (1952 年)。

に基づき、ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (Department of Business, Energy and Industrial Strategy (BEIS)) に⁴⁾、会社の業務執行を調査する検査役を選任する権限が与えられている。これとは別に BEIS には、検査役を介さずに、よりインフォーマルに自ら会社の業務執行を調査する権限も与えられている。BEIS 自身の調査結果または検査役の報告を受けて、BEIS は会社の解散を申立てることができる。BEIS はまた、会社の支配関係を調査する目的で検査役を選任する権限も与えられている。

検査役制度の創設は、1856 年ジョイント・ストック・カンパニー法 (Joint Stock Companies Act 1856) にさかのぼる。現行法規定の主体は 1985 年会社法第 14 編であり、1989 年会社法による改正 (Part XIV, Companies Act 1985 as amended by the Companies Act 1989) を経て、2004 年会社 (監査、調査およびコミュニティ企業) 法 (Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004) によって強化された。

イギリス会社法は 2006 年に大改正があったが、検査役調査制度についてはわずかな改正にとどまったため、それまでの規定内容が引きつづき効力を有しており、1985 年会社法の条文番号で引用されている。2006 年改正で新たに加わった内容は、国務大臣 (BEIS 相) に対し検査役の解任・交代権限に加え、検査役の調査遂行に指示を与える権限が付与されたことである。

かつて国務大臣に与えられていた権限は、外部検査役 (通常は勅選弁護士 (Queen's Counsel) および上級会計士) の選任にとどまっていた。しかし、検査役選任のアナウンス効果による会社のレピュテーションへの影響が懸念された

4) 2016 年にビジネス・イノベーション・技能省 (Department for Business, Innovation and Skills (BIS)) とエネルギー・気候変動省 (Department of Energy and Climate Change (DECC)) が統合され創設された。BIS は、2009 年にビジネス・企業・規制改革省 (Department for Business, Enterprise and Regulatory Reform (BERR)) とイノベーション・大学・技能省 (Department for Innovation, Universities and Skills (DIUS)) が統合されたものである。さらに BERR は、2007 年に通商産業省 (Department of Trade and Industry (DTI)) から組織再編されており、DTI は、1970 年に 17 世紀から続いていた商務省 (Board of Trade (BoT)) を引き継いだ組織であった。この間、BoT、DTI、BERR、BIS に調査権限が与えられてきた。本稿では特に名称を明らかにする必要がある場合を除き、調査権限を与えられてきた歴代の政府機関を「担当省」、担当省を所管する大臣を「国務大臣」とそれぞれ表記する。

こともあり、国務大臣は、事前に取締役会にヒアリングを行った上で、必要性が強い案件に限りその権限を行使していた。そのようなヒアリングによって取締役会が行動を正す可能性もあった一方、かえって証拠隠滅や改ざんの機会を与えることにもなった⁵⁾。

そこでジェンキンス委員会 (Jenkins Committee) の勧告に基づいて⁶⁾、1967 年に帳簿や資料の提出を求める権限が追加された。この権限は非公表で行使することができ、帳簿・資料の提出にとどめることもできたが、さらに必要な場合には正式に検査役を選任することができることとされた。

この内容はその後 1985 年会社法 447 条に規定され、最も多く行使されている権限となっている。国務大臣による書類・資料の提出要求がインフォーマルかつ非公開の調査権限であるとすれば、検査役を選任して行う調査は公式かつ公開の権限行使といえることができる。

3 検査役による調査

3.1 検査役の選任

1985 年会社法 431 条および 432 条は、会社の業務を調査し報告する検査役を選任する権限を、国務大臣が有することを定めている。また国務大臣は、裁判所の命令を受けた場合は検査役を選任しなければならない⁷⁾。一方、国務大臣はいかなる場合も会社からの申立てに基づいて検査役を選任することができる⁸⁾。

また国務大臣は、株式資本 (share capital) を有する会社の 200 名以上または発行済株式総数 (自己株式を除く) の 10 分の 1 以上を有する株主からの申立てにより、検査役を選任することができる。株式資本を持たない会社の場合は、

5) Paul Davies & Sarah Worthington, *Gower's Principles of Modern Company Law* (10th ed, Sweet & Maxwell, 2016) (hereinafter cited as "Gower") §18-1.

6) Cmnd. 1749 (1962), ¶213-218.

7) Companies Act 1985, s 432 (1). ただし、裁判所がこの権限を行使することはまれである。なお、以下本稿における 1985 年会社法および 2006 年会社法の規定内容の記述に際しては、イギリス会社法制研究会編著『イギリス会社法——解説と条文』(成文堂、2017 年)を参考にした。

8) Companies Act 1985, s 431 (2) (c).

社員名簿に登録された者の5分の1以上とされている⁹⁾。申立人は、調査を請求する合理的な理由を有していることを示す証拠を示さなければならない。さらに調査費用の担保として最大5000ポンドの提供が求められる。担保金額の上限は省令により引き上げることができる。株主または会社自身の申立てにより検査役が選任される事例は少なく、その理由としては、申立人に担保費用と証拠提出の負担が生じることが指摘されている¹⁰⁾。

以下の①～④のいずれかを示す状況が存在する十分な証拠がある場合、国務大臣はその裁量で検査役を選任することができ、また通常は検査役が選任されている¹¹⁾。検査役が選任されることで、会社以外の者からの申立てがあった場合につきまとう証拠の改ざんといった調査妨害行為を防ぐことも期待される。

- ① 会社の業務が、会社債権者またはその他の者の債権者を詐害する (defraud) 意図で、もしくはその他詐欺的もしくは不法な目的のために、または一部の社員を不公正に侵害するような方法で執行されている。
- ② (会社のためにするものを含め) 会社の現在もしくは将来の作為もしくは不作为が同様に侵害的であるか、または当該会社が詐欺的もしくは不法な目的のために設立された。
- ③ 会社の設立もしくは業務の執行に関係する者が、それに関して、会社またはその社員に対する詐欺的行為、失当行為 (misfeasance) またはその他の不当な業務執行を行っている。
- ④ 当該会社の社員が、会社の業務について合理的に期待しうるすべての情報を与えられていない。

上記の要件から、単に取締役の注意義務違反があっただけでは、国務大臣は検査役選任権限を行使することができない。また、国務大臣は後述の簡易迅速な非公式手続も利用することから、検査役を選任しての正式な調査は、不正行為や強い公共の利益に関わる場合に絞られているようである¹²⁾。

国務大臣の検査役選任権限は、会社が任意解散の手続中であっても行使するこ

9) Companies Act 1985, s 431 (2) (a) (b).

10) Gower, §18-5.

11) Companies Act 1985, s 432 (2). Gower, §18-5.

12) Gower, §§18-5, 18-6.

とができる¹³⁾。また国務大臣は、作成される報告書が公表されないという条件で検査役を選任することができる¹⁴⁾。

431 条または 432 条により会社の業務を調査すべく選任された検査役は、必要と思料する場合、調査対象会社の持株会社、子会社、持株会社の子会社または子会社の持株会社である他の法人の業務を調査する権限を有する¹⁵⁾。この権限は現にそのような関係が存在するか、調査対象期間中にそのような関係が存在していれば適用される。このため、会社単位で新たに検査役を選任する必要は回避されている。実際に調査対象となった事案の多くは、親会社と子会社をめぐる問題である¹⁶⁾。

3.2 調査の法的性質

検査役による調査には一定の強制力が与えられているため、準司法的手続と同様に被申立人の権利保護が担保されていなければならないかが問題となりうる。この点を論じた判例が、Norwest Holst v Secretary of State for Trade である¹⁷⁾。

【事実関係】

1977 年 3 月 11 日、国務大臣は、1948 年会社法 165 条 (b) (ii) (1985 年会社法 432 条 (2)) に基づき、検査役を選任して Norwest Holst Ltd (原告・控訴人) に対する調査を命じた。会社の秘書役は 3 月 25 日に国務大臣宛に書面を送付して、検査役選任を定めた規定に基づく裁量権の行使を正当化できる事情がないとして、説明を求めたが、国務大臣はこれを拒絶した。

原告は、「会社法 165 条 (b) (ii) は、検査役選任の裁量権限は、公正かつ自然的正義の原則に従って行使されなければならないことを含意している」と主張し、本件検査役選任が権限を逸脱し無効であることの確認および調査手続

13) Companies Act 1985, s 432 (3).

14) Companies Act 1985, s 432 (2A).

15) Companies Act 1985, s 433.

16) Gower, §18-7.

17) Norwest Holst v Secretary of State for Trade [1978] 3 WLR 73 (CA).

の差止めを求めて提訴した。

請求理由の中で原告は、「国務大臣が会社に事前警告をせず、聴聞の機会も与えないまま検査役を選任したのは、権限踰越であるばかりか、その裁量権を誤って行使している。検査役を選任するためには十分な理由がなければならないが、本件ではそれが存在しない。国務大臣は通報者から寄せられた情報に基づいて行動しているが、それは公共の利益に反するもので許容できない」と主張した。

原審は請求を棄却し、原告が控訴したのが本事件である。

【判旨】

本件では立法の背景を知ることが重要である。公開会社において一般株主の支配権の及ばないところで業務が執行されることがある。株式の過半数が少数の株主に握られていると、それらの者が会社の経営を支配し、他の株主には事実上口出しの余地がなくなるためである。

そのため立法によって通産省に検査役選任権限を与え、検査役が会社の業務執行を調査する制度が設けられた。控訴人は 1948 年から 1962 年にかけての通産省の運用実務が記述された Lord Jenkins' Company Law Committee (1962) (Cmnd 1749) を取り上げ、通産省も検査役選任決定の前に、申立人・被申立人双方から事情を聞く必要があり、それによって調査前に互いに満足できる着地点を見いだすことができると述べていたと主張する。

しかしそれは 1962 年以前の運用実務である。それでも控訴人は、この運用がコモン・ローによって要求されているとして、自然的正義 (natural justice) の原則が適用され、したがって検査役が選任される前に双方の聴聞が行われなければならないと主張する。

確にかかつてそのような運用が行われていたかもしれないが、それはコモン・ローが要求するところではない。会社調査の多くは、司法的あるいは準司法的手続としてではなく、適切な経営管理の一環として行われており、その場合事前の告知は必要ない。そのことは、警察官が職権濫用を疑われた際に事前告知なく調査が行われ、その間、一時的に職務停止とされたり、あるいは証券取引所が会社に通知することなくある銘柄の取引を停止したりするのと同じである。

したがって、通産省が会社の会計帳簿を調査するために検査役を選任する際にも自然的正義の原則は適用されない。もし、事前に調査が行われることを会社が知らされたら何が起きるであろうか。最悪の場合、会社の帳簿や伝票は破棄されるか、隠蔽されるであろう。

選任された検査役は、正義か不正義かを決定するのではない。検査役は調査を行い、報告書を作成するのがその任務であり、調査手続は会社の業務執行の適切さを担保するためのものである。それは自然的正義が適用されるケースではなく、事前の通知や面会の機会が与えられる必要はない。国務大臣の行為が誠実なものであるかぎり、手元の資料を開示したり、調査の理由を説明したりする必要はない。

したがって、会社の業務執行を調査する検査役の選任決定に際し、国務大臣は自然的正義の原則に拘束されず、国務大臣がその権限内で誠実に行為をしている限り、その決定を争うことはできない¹⁸⁾。国務大臣の決定は会社または経営者に対する訴訟提起を意味するものではなく、また大臣は決定に至った証拠を開示する必要もない。事案が刑事手続の対象となりうるような場合であっても、業務執行状況を調査するために検査役を選任することができる¹⁹⁾。

4 国務大臣による非公式調査の導入

4.1 背景

国務大臣は、かつてはメディアで悪評が立ち一般人の間に深刻な懸念がすでに生じている場合にのみ、検査役による調査命令権限を行使する傾向があった。このような慎重な方針をとっていたのは、国務大臣が調査を開始すると発表しただけで、不正または不当な業務執行があったことが証明されていないにもかかわらず、証券取引所等における会社の評判に回復不可能な損害が生じることがあったためである。一方、このような限定的な権限行使では、不正または不当な業務執行の

18) Norwest 事件では検査役が現行の 1985 年会社法 432 条 (2) (c) に基づき選任されたが、同事件の結論はそれ以外の条項による検査役選任の場合にもあてはまる。

19) Re London United Investments plc [1992] BCLC 285 (CA).

影響拡大を防げないという世間の反応も招いていた²⁰⁾。

この問題を克服するために、より迅速かつ非公式に情報を入手する新たな権限が国務大臣に付与され、国務大臣は、帳簿や資料を特定して提出させ、その説明を求めることができるとされた²¹⁾。

4.2 非公式調査の手続

(1) 総 説

現在、非公式調査は会社法 447 条に基づき、BEIS が行っている。例えば、詐欺、失当行為もしくは株主を不公正に侵害するような不当執行が疑われる根拠がある場合、または株主が期待するのが合理的といえるような情報が提供されなかった場合に、447 条に基づく非公式調査が実施される。国務大臣は、BEIS の会社調査部門の調査官に権限を与え、調査官は資料および情報を特定して、会社にその提出および説明を行わせることができる²²⁾。ここで、提出された書類について説明することの意味について、控訴院は、書かれていることの説明を行うことに限られず、内容に加え作成日、作成者、出所、正確性、完全性、作成目的、宛先、書類またはその内容の重要性、実際の用途、そして合理性の要件にしたがったうえで当該書類とその他の証拠の食い違いの説明も含まれると述べている²³⁾。

(2) 調査官の権限

書類の隠蔽、改ざんを防ぐために、調査官は予告なく会社を訪ねてもよい。要求の名宛人には会社以外の者を含めることができ、資料や情報の提出に関しては、その作成者または過去もしくは現在の取締役もしくは使用人が対象者になる。名宛人が書類を提出できない場合は、知りうる限りその所在を回答しなければならない²⁴⁾。

20) John Birds et al, *Boyle & Birds' Company Law* (10th ed, LexisNexis, 2019) (hereinafter cited as "Boyle & Birds") §18.37.

21) Companies Act 1985, s 447.

22) 資料には形態を問わず、記録された情報を含む (Companies Act 1985, s 447 (8))。提出された資料については、国務大臣または調査官がその全部または一部の写しをとることができる (Companies Act 1985, s 447 (7))。

23) Re Attorney General's Reference (No 2 of 1998) [2000] QB 412 CA.

非公開で行われる事実調査ではあるが、BEIS が入手した情報を他の規制当局に送付することが認められる開示ルールも設けられている²⁵⁾。また、調査のために選任された調査官は、調査後に会社が清算手続にはいった場合に、447 条による調査を行うとした理由、または公共の利益のために当該会社を解散すべきと考えた理由について反対尋問を受けることを免れる。

BEIS 担当官による 447 条に基づく権限の行使について、裁判所は司法審査を行わないという姿勢をとってきた。担当官は 447 条により秩序維持権限を行使しており、(準) 司法的機能を果たしているのではないという理由で、裁判所は偏向禁止準則 (principle of bias) を会社調査には適用してこなかった。ただし、会社の財務状況についての資料提出を要求する通知が、不合理かつ過度に広範であるとして、不公正を理由に当該通知の無効が申し立てられた事案においては、これを認めている²⁶⁾。

2004 年の法改正により²⁷⁾、447 条の調査権限に若干の変更が加えられた。調査の基本的な事項や調査を行う根拠の実質はそのまま、規律の強化が図られた。調査官には関連情報を要求できる一般的権限が与えられ、資料提出を求める権限が強化された。例えば、調査官は対象者に対し、行動内容の説明や意見を求めることができる。また、検査役および調査官は、調査目的のために会社施設に立ち入ることを要求し、そこにとどまる権限を与えられた²⁸⁾。

(3) 調査拒否に対する制裁と秘密保持義務

447 条に基づく調査通知の名宛人がそれに従わなかった場合、国務大臣、検査役または調査官はその事実を裁判所に対して明らかにすることができる。裁判所は審理を経て、当該名宛人が要求に従わないことに合理的な理由がないと判断した場合は、その者を裁判所侮辱罪に処することができる²⁹⁾。また、会社の業務

24) Attorney General's Reference (No 2 of 1998): CA 10 May 1999.

25) Companies Act 1985, s 449.

26) R v Secretary of State for Trade, ex parte Perestrello [1980] 3 WLR 1.

27) Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004, Pt I, Chapter 4.

28) See Companies Act 1985 (Power to Enter and Remain on Premises: Procedural) Regulations 2005, SI 2005/684.

に関する資料の改ざんや破棄に関与した取締役に対しては刑事制裁が科される。ただし、当該取締役が会社業務の状況を隠蔽したり、法律を免れたりする意図がなかったことを証明した場合を除く³⁰⁾。さらに、資料を詐欺的に切り取り、変更し、または除去する行為には刑罰が科されるほか³¹⁾、虚偽情報の提供についても罰則が定められている³²⁾。

これらの規定はすべて、強制されなければ情報提供を行おうとしない者からそれを引き出すことを目的としていることはいうまでもない。しかしながら、調査官や検査役に進んで情報提供しようと思っている者であっても、その情報が提供者から秘扱いとすることを要請されているものであるために、それを開示することが情報提供者との間の信頼関係を破壊する引き金となることをおそれて、踏み切れないということも想定される。このため現行法は、それに対して一定の手当てをしている。すなわち、開示される情報が、開示者が会社法に従い開示することを要求される種類のものであり、開示が誠実に、かつ国務大臣を補助すると合理的に信じて行われ、目的に照らして必要以上のものではなく、そして制定法によって開示が禁止されたものでない場合は、秘密保持義務違反を問われることはない。なお、開示者が銀行業従事者または弁護士の場合は、その職務において負う秘密保持義務に違反しないことも要件となる³³⁾。

(4) 立入り・搜索権限

447 条により選任された調査官の行動は、家屋を訪れ、質問をして、資料を要求することに限られない。法は調査官に立入り・搜索の強制権限を与えている³⁴⁾。国務大臣は、請求対象となっている帳簿、文書の確保を求めて、家宅搜索権限を付与する令状を得る目的で、治安判事に対していかなる情報も提出するこ

29) Companies Act 1985, s 453C. 結果として、違反者は法律専門家特権 (Companies Act 2006, s 1129) の自動的な保護を受けられなくなる。ただし裁判所が、法律専門家特権が国務大臣らの要求に従わないことの合理的な根拠となすこともありうる。

30) Companies Act 1985, s 450 (1).

31) Companies Act 1985, s 450 (2).

32) Companies Act 1985, s 451.

33) Companies Act 1985, s 448A.

34) Companies Act 1985, s 448 (1). 検査役についても同じ。

とができる³⁵⁾。治安判事は、国務大臣または会社法第 14 編の下で選任され権限を付与された者による宣誓による情報に基づき、いずれかの家屋内に本編の下で提供を要求されているが提出されていない資料があると認めるときは、令状を発行することができる³⁶⁾。ただし、令状の発行に先立って搜索資料の提出が要求されていなければならない。そのため、会社側が事実上搜索予告を受けることになり、家宅搜索前に資料が破棄されてしまうおそれは拭えない。

これに対応するために治安判事は、(a) 正式起訴犯罪が行われ、その犯罪が行われたか否かに関わる資料が家屋内に存在すると信ずる合理的な理由があり、(b) 令状請求者が第 14 編の下で資料の提出を要求する権限を有し、かつ、(c) 提出が要求されてもそれに対応せず、資料が除去、隠蔽、改ざんまたは破棄されると信ずる合理的な理由があると認められる場合は、令状を発行することができる³⁷⁾。上記 (a) ～ (c) の要件を満たすことを治安判事に納得させるというハードルをクリアしなければならないものの、令状が発行されれば、資料の搜索は、保身に走るおそれがある会社の取締役ではなく、警察官に行わせることができる。

1989 年法改正により、明らかに調査官の権限が拡大されたものの、上記 3 要件ゆえに多くの事案では利用されていない。そうすると、調査官が建物の入口で立ちすくんでしまうということも起こりうる。そこで 2004 年改正では、治安判事が発行する令状によらず、また厄介な要件もない家屋立入権が導入された。

調査官が国務大臣からその権限を与えられ、その職務遂行に著しい助けとなると考えられる場合に、調査官は、その全部または一部が会社の業務目的で使用されていると信ずる家屋への立入りを要求することができ、その職務を遂行に必要な時間そこにとどまることができる³⁸⁾。調査官は、適切と考える者を家屋立入りに同伴させることができる³⁹⁾。この場合、調査官自身に搜索権限はないが、立入りによって資料または情報の提出を求められた関係者に接触する機会ができ

35) Companies Act 1985, s 448 (1) (2). なお、1985 年会社法 447 条に基づき取得された情報の安全確保のため、一定の場合当該情報の開示対象を特定することができる (Companies Act 1985, s 449)。

36) Companies Act 1985, s 448 (1).

37) Companies Act 1985, s 448 (2).

38) Companies Act 1985, s 453A (1)–(3). 検査役についても同じ。

39) Companies Act 1985, s 453A (4).

る。この立入権限の行使を意図的に妨害する行為は罰金刑の対象であり⁴⁰⁾、また調査官の要求に従わないことは裁判所侮辱罪ともなる。手続的な担保として、調査官および同伴者は本人確認ができるものを提示しなければならず、調査官は立入り後速やかに、調査官の権限および家屋にいる者の権利と義務を記載した書面を交付しなければならない⁴¹⁾。

(5) 非公式調査の運用

法改正により調査官の権限はかなり重疊的なものとなっているが、実際に開始された調査の4分の3程度は詐欺的取引にかかわるものであり、そのような事案では関係者が調査を免れようとする行為に出る可能性が高いことが指摘されている⁴²⁾。一方、国務大臣は調査官選任について広い裁量権を有しているものの、不正や強い公共の利益が現に存在しない限り、その権限は抑制的に行使されている。

447条による調査は、必ずしも検査役の選任の入口というわけではない。多くの事案では調査が行われてもそれ以上のアクションはとられないか、調査に至らないフォローアップが行われるにとどまる。調査に要する時間は数日から数か月までさまざまであるが、その間、会社にとっては正式調査と同じくらいインパクトがある精査が行われることになる⁴³⁾。

5 検査役調査における手続の公正性

控訴院は、Pergamon Press Ltd 事件において⁴⁴⁾、検査役による調査手続は(準)司法的なものではなく本質的には行政機能であるが、その性質上検査役に

40) Companies Act 1985, s 453A (5) (5A).

41) Companies Act 1985, s 453B (3)-(10); Companies Act 1985 (Power to Enter and Remain on Premises: Procedural) Regulations 2005, SI 2005/684. 検査役についても同じ。

42) Gower, §18-4.

43) Gower, §18-4.

44) Re Pergamon Press Ltd [1970] 3 WLR 792 (CA), affirming the decision of Plowman J [1970] 1 WLR 1075.

は公正さが要求されるとした⁴⁵⁾。

【事実関係】

1948 年会社法 165 条 (b) (1985 年会社法 432 条 (2)) に基づく調査の対象となった会社の取締役が、当該手続が司法手続に準ずるものとして行われるという実質的な確約が事前になされない限り、質問に答えるのを拒否するとした。検査役は、裁判所侮辱に相当する調査妨害 (1985 年会社法 436 条 (2) (3)) であるとして、裁判所に報告した。原審が取締役に回答を命じたのに対し、取締役が抗告。

【判旨】

抗告人は、自分に不利な証人の証言速記録を閲覧し、証人に反対尋問を行い、最終報告前に事実認定を確認する権利があるとするが、本件調査は公共の利益に基づく調査であり、それには関係者が皆協力することが求められる。主体は調査であって、なにかを決定する手続ではないため、司法手続あるいは準司法手続とはいえない。

しかし、検査役が報告した事実を受けて、刑事または民事の司法手続が開始される可能性があり、会社が解散に至ることすらありうる。したがって検査役の行為は公正でなければならず、調査が司法的または準司法的手続でないとしても、それは検査役の義務である。

検査役は収集した情報に基づき、特定の者を非難または批判するのであれば、その者に公正に反論の機会を与えなければならないであろう。しかし本件で取締役らはそれ以上のことを要求している。調査対象者に事前の閲覧や反論機会を与えるかどうかは検査役の裁量に委ねられるべきであり、そこで適用されるべきルールは公正さのみである。

45) *Norwest Holst Ltd v Secretary of State for Trade*, *supra* note 17) は、Pergamon Press Ltd 事件を引用しつつ、Pergamon Press Ltd 事件が検査役の調査行為の不正さを争っているのに対し、Norwest Holst 事件は検査役選任における国務大臣の権限逸脱を争っており、両事件は区別されなければならないとしている。

検査役には公正さが求められるという限りにおいては、自然的正義の考え方の趣旨があてはまるということができるかもしれない。したがって、検査役が報告書において、特定の者を非難する記述を行う場合には、公正さの観点からその非難の概要を対象者に示すことが望まれるが、それでも特定の手続的規制に服する必要はない⁴⁶⁾。Pergamon Press Ltd 事件では、報告書中で批判された者はすべて事前に一般的な表現で追及の対象となっていることを知らされ、説明をする機会が与えられていたことから、検査役の行為は公正で、自然的正義の原則にもなっているとされ、そのような状況下で調査対象の取締役が証拠の提出を拒否することは許されないとされた⁴⁷⁾。

会社の業務執行者、代理人またはその他の会社機関が検査役からの質問に回答することを拒否した場合、検査役はその事実を書面で裁判所に報告することができる⁴⁸⁾。かつて貴族院は、検査役から質問を受けた会社の業務執行者または代理人は、自己負罪を理由として回答を拒否することができるとしていたが、近時の判例で控訴院は、コモン・ロー上の自己負罪拒否特権は 1985 年会社法第 14 編によって黙示的に廃止されており、検査役から質問された者に自己負罪拒否特権はないとしている⁴⁹⁾。したがって、検査役から質問を受けた者は、回答するか裁

46) Boyle & Birds, §18. 39.

47) その後 Pergamon Press Ltd の取締役は、検査役が、報告書作成前に素案を準備して面会の機会を設けなかったことが公正さを欠くとして提訴したが、控訴院はそのような手続は不要であるとした (Maxwell v Department of Trade and Industry [1974] QB 523)。また近時の判例として、R (on the application of 1st Choice Engines Ltd) v Secretary of State For Business Innovation & Skills [2014] EWHC 1765 (Admin) では、国務大臣は会社法 447 条に基づく資料および情報の請求に際して、広範な裁量権を有しているとされ、その理由として会社調査権限が公共の利益のために行使されていることが示された。担当裁判官は、請求の範囲が不合理なほど広範囲で、当該状況の下で行き過ぎであると認められる場合は、その請求は却下されるが、本件では書類の提出要求は極めて広範囲であるものの不合理で行き過ぎているとはいえないとした。

48) Companies Act 1985, s 436 (2). 取締役が提出義務のある帳簿や資料の提出を拒絶した場合や、検査役から同席を求められたにもかかわらず、それを拒絶した場合も同様である。

49) Re London United Investments [1992] BCLC 285. 同様に、Bishopsgate Investment Management Ltd v Maxwell [1992] 2 All ER 856 においても、1986 年破産法 236 条に基づき破産原因について質問を受けた者に自己負罪拒否特権は認められないとされた。Bishopsgate 事件は、最近の連合王国最高裁判所の判例においても引用され、「無

判所侮辱罪を甘受するかを選択せざるをえないということになる。

調査は司法審査ではないため、その手続は非公開で行われる。ただし、検査役
は補助者が必要な場合にその同席を求めることができ、また調査対象者は速記者
が同席することに異議を申し立てることはできない⁵⁰⁾。

6 検査役の権限の制御

6.1 国務大臣の役割

2006 年会社法改正により、1985 年会社法 446A 条～446E 条が追加された。
446A 条により国務大臣には、検査役の報告書の内容について指示を与える権限
が付与された。検査役に対して特定の事項についての意見を報告書に含めること、
または特定の事項を取り上げないことを指示することができる。報告書を特定の
様式または方法によって作成することや、特定の期日に作成することを指示する
こともできる⁵¹⁾。

また国務大臣は、調査の終了を指示することができる⁵²⁾。その要件として、
(a) 刑事罰の対象となる事項が明らかになり、かつ、(b) 当該事項が訴追機関
に報告されたことが明文化されている⁵³⁾。この場合、検査役はすでに指示されて
いた中間報告書の提出は行わない⁵⁴⁾。

446C 条は検査役の交代に関する規定である。検査役は、国務大臣に対する書
面の通知によって辞任することができ、また国務大臣は、検査役に対する書面の

条件の回答義務が課される」ことが明らかに意図されている典型的な立法であるとされ
ている (Beghal v DPP [2015] UKSC 49)。また、インサイダー取引に関して検査役
から質問を受けた経済ジャーナリストが、取材源秘匿を理由に回答を拒否できるかにつ
いて、1988 年の貴族院判例では、そのこと自体が 1986 年金融サービス法 178 条 2 項
の「合理的な拒否理由」にあたるとはいえず、裁判所侮辱罪は免れないとされた (Re
an Inquiry under the Company Securities (Insider Dealing) Act 1985 [1988] AC
660, HL)。

50) Re Gaumont-British Picture Corp [1940] Ch 506.

51) Companies Act 1985, s 446A (3).

52) Companies Act 1985, s 446B (1).

53) Companies Act 1985, s 446B (2).

54) Companies Act 1985, s 446B (3).

通知により、選任を撤回することができる。これらの場合および検査役が死亡した場合は、国務大臣は後任の検査役を選任することができる。国務大臣は前任の検査役に対して、調査遂行過程で入手し、または作成した資料を国務大臣または後任検査役に引き継ぐよう指示することができる⁵⁵⁾。

6.2 調査対象者の利益保護

調査手続の目的は事実を明らかにすることであって、法的な権利義務を確定するものではない。検査役は公正でなければならないものの、自然的正義の完全な要求に服するわけではない。欧州人権裁判所も欧州条約6条（公正な裁判を受ける権利）の適用について同様の立場を示している⁵⁶⁾。したがって、調査過程での一定の強制力の行使や、調査対象者からの情報収集を確保するための審問等の検査行為は、原則として英国法および欧州条約の下で違法とされることはない。ただし欧州人権条約は、検査役が得た証言の取扱いなどその後の訴追機関の行為に対して一定の影響を及ぼすとされる⁵⁷⁾。

検査役は公正に振る舞うことを求められるため、例えば質問の回答者が疑義をもたれている本人である場合は、どのような疑義があるかを知らせた上で回答の機会を与えなければならない。ただし報告書の原案を提示する義務まではない⁵⁸⁾。

調査は非公開で行われるが、回答者は弁護士を付けることができる⁵⁹⁾。ただし質問をするのは専ら検査役であって、弁護士から質問する機会はない。法律専門職特権（legal professional privilege）は認められるが、弁護士は依頼人の氏名・住所は開示しなければならない⁶⁰⁾。銀行業を営む者の秘密保持義務も限定的に認められている⁶¹⁾。

55) Companies Act 1985, s 446E.

56) Fayed v United Kingdom (1994) 18 EHRR 393.

57) Gower, §18-8. なお、欧州裁判所の判例を考慮した法改正が、Criminal Justice and Police Act 2001 によって行われた。

58) Gower, §18-8.

59) See McClelland, Pope and Langley Ltd v Howard [1968] 1 All ER 569.

60) Companies Act 1985, s 452 (1) (5).

61) Companies Act 1985, s 452 (1A) (1B). ただし国務大臣からの要求があった場合は開示しなければならない。

6.3 宣誓の上での調査および資料の収集

検査役は、何人に対しても宣誓の上で調査を行い (examine on oath)、適切な方法で宣誓を行わせることができる⁶²⁾。会社の取締役および代理人は、自らが保管または権限を有するすべての会社資料を提出し、検査役に同行し、調査に関する援助を行う義務を負う⁶³⁾。さらに検査役は、会社の取締役、代理人またはその他の者が、当該会社の業務に関する情報を保有していると思料するときは、その者が保管し、または権限を有している帳簿および資料の提出を要求することができる。また検査役は、その者を帯同させ、またはその他の方法で、調査に関して合理的になしうる援助を行うことを求めることができ、その者はその要求に応じなければならない⁶⁴⁾。

この点に関し、検査役の要請を拒絶することが合理的であると認められる要件について争われたのが、Re an inquiry into Mirror Group Newspapers plc 事件である⁶⁵⁾。

【事実関係】

国務大臣は Mirror Group Newspapers (MGN) の業務執行を調査すべく、検査役を任命したが、調査は取締役の Kevin Maxwell に対する刑事事件が終了するまで一時停止された。Maxwell は無罪となったが、事実審理中の反対尋問のほか、他の法令の手續に基づくものを合せて、合計 61 日間の審問を受けた。

検査役は Maxwell に対し、審問の過程で提示された情報について秘密保持誓約書にサインするよう求めたが、Maxwell はそれに従わなかった。Maxwell は、検査役のやり方は不公正かつ不合理であり、しかも弁護士も付いていない状態で、すでに質問されたことについて繰り返し長時間にわたり審問されたとして異議を申し立てた。

62) Companies Act 1985, s 434 (3).

63) Companies Act 1985, s 434 (1).

64) Companies Act 1985, s 434 (2). Companies Act 1989, Schedule 24 によって廃止された Companies Act 1985, s 435 には、検査役が取締役個人の銀行口座に関する資料の開示を求める権限も定められていた。

65) Re an inquiry into Mirror Group Newspapers plc [1999] 1 BCLC 690.

【判旨】

論点は2つあり、第1に、1985年会社法第4編に基づき任命された検査役に、審問対象者に秘密保持義務を課す権限があるか、第2に、検査役から調査対象会社の取締役等に対する協力要請に限界があるか、言い換えれば、検査役からの協力要請の負担があまりに大きい場合は、要請を受けた者が協力を拒否することができるかである。

第1の点につき、検査役は情報または書類の提供者に対して、その情報または書類を提示された者から秘密保持誓約を確保しておかなければならないという法的義務はない。情報または書類の秘密性を保持するためには、その関係者および被審問者に対し、当該情報または書類が秘扱いであることを通知すれば足りるのであって、それにより検査役の質問に答えるために当該情報または書類を使用することはなんら妨げられない。必要であれば、その者が弁護士等に相談し、また記憶を確認または回復するために関係者に連絡をとることは、なんら義務違反とはならない。

第2の点につき、まずMaxwellのように検査役から質問を受けた者がそれに回答する法的義務があることが出発点である。しかしながら、そのような法的義務を負う者による協力は無制限ではなく、「合理的」にできる範囲でよい。「合理的」という言葉が義務の限界である。換言すれば、検査役は時間と費用の面で不合理な要請をすることはできない。本件において検査役は繰り返しの質問はできるだけ回避して、すでに回答された内容を利用すべきであった。

協力を求められた者が協力をすることが合理的に可能かどうかは、すべての事情を考慮して判断されなければならない。しかしすべての事情を考慮した上で、その者に対する要請が合理的に可能な範囲を越えているならば、その要請に従わないことは法律上の義務違反とはならず、法廷侮辱と扱われるべきではない。よって、Maxwellに法廷侮辱があったとは認められない。

6.4 検査役報告書およびその後の手続

検査役は調査の結論を記した最終報告書を国務大臣に提出しなければならない。中間報告書を提出することもでき、また国務大臣の指示があった場合は中間報告書を提出しなければならない⁶⁶⁾。検査役は、調査の過程で知りえた事項を国務大

臣に伝達することができ、国務大臣の指示があった場合はこれを伝達しなければならない⁶⁷⁾。

国務大臣は、適切と考える場合は、報告書の写しを会社登記所に送ることができる。報告書の対象会社から手数料の支払とともに写しの請求を受けた場合は、報告書に記載がある者、会計監査役、調査請求者および報告書で扱われた事項によって経済的利益に影響を受けるとされる者に対し、写しを送ることができる⁶⁸⁾。さらに国務大臣は、検査役の報告書を印刷・出版させることができるが、通常これは刑事事件が終結してから行われている⁶⁹⁾。

会社の業務を調査すべく選任された検査役の報告書の写しは、いかなる法的手続においても、当該報告書に含まれる事項について検査役の意見の証拠として許容される⁷⁰⁾。また検査役の調査権限の行使に基づき、検査役の質問に対してなされた回答は、回答した者に対する不利な証拠として使用されることがある⁷¹⁾。

6.5 検査役調査後の国務大臣による調査

本稿 4 で述べたように、国務大臣はその権限に基づいて、検査役による正式な調査によらず、会社から資料その他の情報を入手することができ、この権限は、検査役による問題なしとの報告書を受領した後であっても行使することができる。

2006 年会社法改正により、国務大臣には会社を代表して民事訴訟を提起する権限がなくなった一方、会社解散を申し立てる権限があり、この権限の行使は、なにが公共の利益になるかという国務大臣の見解に依拠している⁷²⁾。

66) Companies Act 1985, s 437 (1).

67) Companies Act 1985, s 437 (1A).

68) Companies Act 1985, s 437 (3).

69) Gower, §18-10. 例外的に報告書を公表しないという条件で検査役を選任することができる (Companies Act 1985, s 432 (2A)). 刑事訴追への影響を回避するとともに、検査役候補者に対して世間の目にさらされないという安心感を与える効果がある。また、調査対象者からの協力を得られやすくなることも期待できる。

70) Companies Act 1985, s 441 (1). 報告書の写しは、担当大臣によりその真正性が証明される。

71) Companies Act 1985, s 434 (5). See, eg, R v Seelig [1991] BCLC 869; Re London United Investments plc [1992] BCLC 285. 434 条に基づく証拠入手権限は、442 条に基づく社員の地位に関する調査にも適用される。

72) 現行法では Insolvency Act 1986, s 124 (4) (b) に規定されている。国務大臣が、

国務大臣による解散申立てにおいて、検査役の報告書の正確性に争いが無い場合は、報告書をサポートするものが BEIS 担当官の宣誓供述書のみであっても、裁判所は当該報告書に基づいて手続を進めることができる⁷³⁾。会社およびその取締役に対する主張が争点となっている場合は、担当省はその申立てを「真に証拠価値のある証拠によって (by evidence of true evidential value)」裏づけなければならない⁷⁴⁾。

国務大臣の申立ての基礎となっている報告書を争うことは、「事実を知っている者が出頭してきて検査役の報告書は誤っていると言い、宣誓供述書を提出して反対尋問を受け、検査役の報告書に対抗して提出した証拠に基づき証言台で裁きを受ける覚悟がある」ことを意味している⁷⁵⁾。このような意味合いで報告書が争われたとしても、当該報告書は一応の証拠 (prima facie evidence) として扱われなければならない、いかなる場合もその報告書を読んで証人を眼前にした裁判官が、会社を解散することが公正かつ衡平である (just and equitable) かについて形成する心証に委ねられる。Re Armvent Ltd 事件で Templeman 裁判官は次のように述べている。

「検査役の報告書の全体構造は、国務大臣が公共の利益が要求すると考える解散申立てを提出することを可能にするために考え出された。国務大臣が検査役の詳細な報告書に基づき、適切な根拠があるとしていったん結論を下した場合に、裁判所がはじめに戻って、あたかも検査役がまったく登場していなかったかのように手続をやり直すのは、いかにも不幸なことである⁷⁶⁾。」

国務大臣はまた、2006 年会社法 995 条に基づき、会社の業務が一部の社員の

公共の利益の観点から会社を解散すべきと判断する際の根拠となる報告書および法定の情報源については、Insolvency Act 1986, s 124A に定められている。会社が自発的に解散することによりこの権限行使を抑止することはできない。See Re Lubin Rosen and Associates Ltd [1975] 1 WLR 122.

73) Re Allied Produce Co Ltd [1967] 1 WLR 1469; Re Travel & Holiday Club [1967] 1 WLR 711.

74) Re ABC Coupler Engineering Co [1962] 1 WLR 1236. 国務大臣による強制解散において許容される証拠について、Re Koscot Interplanetary (UK) Ltd [1972] 3 All ER 829 参照。

75) Re Armvent Ltd [1975] 3 All ER 441, at 446 per Templeman J.

76) Re Armvent Ltd [1975] 3 All ER 441, at 446 per Templeman J.

利益を不公正に侵害する方法で行われていると認める場合に、その救済を求める権限も有している。ここでは国務大臣は公共の利益を考慮することを要せずに、少数株主の救済を求めることができる。ただしこの救済方法を解散申立てと重複して行うことは望ましくないとされている⁷⁷⁾。

6.6 調査費用

株主にとって、1985 年会社法 432 条による国務大臣の介入が魅力的に映る事情として、検査役調査と調査後の国務大臣による手続の費用が、さしあたり公的財源でまかなわれることがまず挙げられる⁷⁸⁾。国務大臣は、検査役の報告書が刑事訴追に結びついた場合や、民事事件の判決において裁判所の命令で認められた限度で、その費用を回収することができる⁷⁹⁾。

国務大臣が、自らの裁量によらずして検査役を選任した場合も、会社は調査とその後の手続の費用負担を求められることがある。例えば、裁判所が 432 条 1 項に基づいて調査を命じた場合、国務大臣には選択肢がないことから、国務大臣が別段の指示を与えた場合を除き、会社は費用を負担しなければならない。

一方、少数株主が 431 条の申立てを行った場合は、国務大臣が検査役を選任することは義務づけられていないにもかかわらず、国務大臣が指示する範囲で申立人が費用を負担しなければならないことがある⁸⁰⁾。ただし、少数株主が 431 条による正式な申立てを行わずに、432 条 2 項により国務大臣が自らの裁量で行動するよう説得することに拘泥している場合は、国務大臣には少数株主または会社に調査費用を負担させる権限はない。したがって、国務大臣が 432 条 2 項に基づく行動をとった場合は、国務大臣による調査費用の回収は、検査役の報告書の結果を受けてその後の訴訟に勝ったときに限られることになる。

調査費用を負担する複数の当事者間における求償関係についても会社法に定めがある⁸¹⁾。国務大臣が回収できない費用は、結果的に議会が提供する資金から支

77) CPR Practice Direction, Pt 49B, para (1).

78) Companies Act 1985, s 439 (1).

79) Companies Act 1985, s 439 (2).

80) Companies Act 1985, s 439 (5).

81) Companies Act 1985, s 439 (9).

払われることになる⁸²⁾。

6.7 社員の地位に関する国務大臣の調査

1985 年会社法 431 条または 432 条に基づく会社の業務執行の調査は、その範囲が限定されていないが、そのほかに調査事項が特定された調査手続が設けられている。

1985 年会社法 442 条により、国務大臣は会社の社員の地位を調査する権限を有する⁸³⁾。この調査は、会社の（現実のもしくは表面的な）成功もしくは失敗に財務的な利害を有し、またはその方針を支配し、もしくは重大な影響を与える真実の者を確定する目的で行われる。国務大臣は、十分な理由があると思料するときは、1 名または複数の検査役を選任して、会社の社員の地位およびその他会社に関する事柄について、調査して報告させることができる⁸⁴⁾。また、株式資本を有する会社においては 200 名以上もしくは発行済株式の 10 分の 1 以上を有する株主により、または株式資本を有さない会社においては社員名簿搭載者の 5 分の 1 以上の社員により、会社の特定の株式または社債について国務大臣に対する調査申立てが行われた場合、国務大臣は、申立てがいやがらせであると認められるときを除き、調査を行うために検査役を選任しなければならない。

検査役を選任する際、国務大臣は調査を行うことが不合理であると認める事項を選任条件から除外する⁸⁵⁾。国務大臣は検査役の選任に先立ち、申立人に対して 5000 ポンドを超えない額の担保を提供するよう求めることができる⁸⁶⁾。

ある合意または了解事項が、法的拘束力を持たないとしても実際に守られており、または守られていると思われる場合は、当該調査の目的に関するものの存在を示唆する状況について、検査役は選任の際に付された条件に従って調査を行う⁸⁷⁾。

82) Companies Act 1985, s 439 (10).

83) 株式取引に関する調査手続も定められていたが、2006 年会社法改正により廃止された。同様の調査権限が市場濫用規制 (Market Abuse Regulation) に基づき金融行動監視機構 (Financial Conduct Authority) に与えられている。

84) Companies Act 1985, s 442 (1).

85) Companies Act 1985, s 442 (3) (3A).

86) この金額は省令により増額することができる (Companies Act 1985, s 442 (3B))。

国務大臣は、会社の株式または社債の保有者を調査すべき合理的な理由があるものの、その目的のために検査役を選任する必要がないとみられるときは、当該株式または社債に関する現在または過去の利害について何らかの情報を持っているか、または得ることができると信ずる合理的な理由を有する者に対して、その情報を提供するように要求することができる。この要求は、利害関係を有する者および株式または社債に関して自らの利益のために行動しもしくは行動したいかなる者の住所・氏名にまで及ぶ。それらの者はかかる情報すべてを国務大臣に提出しなければならない⁸⁸⁾。

なお、社員の状況に関しては、別の開示規律が定められているため⁸⁹⁾、この調査手続はそれを補完する位置づけにある。

6.8 株式または社債に制限を課す権限

1985 年会社法第 15 編は、442 条または 444 条に基づく調査に関連して、株式（および社債⁹⁰⁾）に制限を課す権限を国務大臣に与えている。国務大臣は、発行済みまたは発行予定の株式について関連する事実を確認することが困難と思われるときに、この権限を行使することができる。その場合、国務大臣は、追って命令があるまで株式が 454 条の定める制限に服することを命じることができる。

株式が第 15 編によって課された制限を受けている間は、以下に示す 454 条 1 項の定めが適用される。

- (1) 株式の譲渡または未発行の株式においてはその引受権と発行された株式の受領権の譲渡は、いずれも無効とする。
- (2) 当該株式について議決権を行使することはできない。
- (3) 当該株式について新株引受権は認められず、また保有者に対していかな

87) Companies Act 1985, s 442 (4). 会社の業務執行の調査に関する規定のうち、433 条 1 項、434 条、436 条および 437 条は、442 条による株式所有の調査に準用される。

88) Companies Act 1985, s 444 (1).

89) PSC Register (Companies Act 2006, ss. 790C (10), 790M); Voting Holder Notification (Disclosure and Transparency Rule, 5); Notice by company requiring information about interests in its shares (Companies Act 2006, s 793).

90) Companies Act 1985, Part XV は社債にも適用される (Companies Act 1985, s 445 (2)) が、以下本稿では株式についてのみ記述する。

る割当ても行うことはできない。

- (4) 清算の場合を除き、当該株式に対する会社からの金銭の支払いは、出資に対するものであると否とを問わず認められない。

454条2項・3項は、これらの効果を敷衍している。すなわち、株式が454条1項の制限に服する場合に、株式または発行前株式について引受権を譲渡する合意は無効であり、株式が上記(3)(4)の制限に服する場合は、当該株式の新株引受権または(清算の場合を除き)当該株式について支払を受ける権利の譲渡合意は無効である⁹¹⁾。

国務大臣が株式についてこれらの制限を課すことを命じ、または制限の解除を拒絶した場合、不服のある者は裁判所に制限の解除を求める申立てができる⁹²⁾。

456条3項は、454条によって課された制限を裁判所または国務大臣が解除する要件を定めている⁹³⁾。その要件とは、裁判所または国務大臣が、当該株式に関する事実が会社に開示され、その開示がもっと前に行われなかったことによって不当に有利となる者が存在しないと認めること、または株式が価値ある対価を得て譲渡され、裁判所または(445条に基づく命令については)国務大臣が当該譲渡を承認することである。

また会社または国務大臣からの申立てにより、裁判所は株式譲渡を承認し、制限の解除を命じる権限を有している。裁判所の承認により株式が譲渡されると、売却益から売買費用を控除した額は、当該株式の受益者のために裁判所に払い込まれる。受益者は裁判所にその全部又は一部の払渡しを申し立てることができる⁹⁴⁾。申立てを受けた裁判所は、受益者が当該申立人のみである場合は、利子を付した全額の払出しを認め、受益者が申立人以外にもいる場合は、受益額に応じ

91) 裁判所または国務大臣の承認を得た有償譲渡を除く(Companies Act 1985, s 456 (3) (b))。

92) Companies Act 1985, s 456 (1) (2)。

93) Re Geers Gross Plc [1987] 1 WLR 1649 では、1985年会社法456条3項による制限の解除は、株式に関する所定の実事会社が会社に開示されたと裁判所が認めるか、または譲渡の場合は裁判所が当該譲渡を承認した場合に限られ、銀行が公開市場での株式売却を引き受けているという事情は制限解除の十分な理由とはならないとされた。

94) 裁判所は、売却益の配分前に、申立人が支出した費用について売却益からの償還を命じることができる(Companies Act 1985, s 457 (3))。

て按分比例する⁹⁵⁾。

6.9 調査後の措置

(1) 調査終結後の国務大臣の権限

検査役の関与の有無にかかわらず、調査終結後も国務大臣にはいくつかの権限が与えられている。検察への刑事告発に加えて、1986 年会社取締役資格剥奪法 (Company Directors Disqualification Act 1986) 8 条に基づき、国務大臣は不適任を理由として取締役（または影の取締役）の解任および資格剥奪を裁判所に申し立てることができる。

国務大臣はまた、社員の全部または一部を不正に侵害することが明らかである場合は、裁判所に対して適切な命令を申し立てることができる⁹⁶⁾。さらに、それに代えてまたはそれに加えて、国務大臣は会社の解散を申し立てることもできる⁹⁷⁾。会社調査により得られた報告書または情報の結果、公共の利益に鑑み会社の解散が理にかなっていると国務大臣が判断した場合に解散の申立てができ、それが正当かつ衡平であると裁判所が判断すると、解散命令が下される。2018 年から 2019 年にかけての 1 年間に、公共の利益を理由とした会社解散は 62 件のぼっている⁹⁸⁾。

2006 年会社法改正までは、会社を代表して訴訟を提起する権限が国務大臣に与えられていたが、社員に委ねられるべきという理由で廃止され、会社の解散および取締役の資格剥奪の権限が残されている。

調査申立ての多くは、会社関係者に何らかの不正行為がある場合になされているため、国務大臣は単に報告を受理するにとどまらず、その情報に基づき上述のような一定の措置を講じることが多い。1985 年会社法 449 条では、国務大臣が得た情報を非開示とすることが定められているが、それにはいくつかの例外が置かれている。それらの例外は「ゲートウェイ」とよばれ、その後の対応を行うべき者に情報が提供されることを認めている⁹⁹⁾。

95) Companies Act 1985, s 457 (2).

96) Companies Act 2006, s 995.

97) Insolvency Act 1986, s 124A.

98) Insolvency Service Annual Report and Accounts 2018–19, p 17.

(2) 自己負罪拒否特権との関係

1994年までの裁判例では、調査対象者から提出された証拠を、その後に提起される当該対象者に対する刑事訴訟や、当該対象者を取締役から解任する手続において、その者に不利に使うことができるとされてきた。自己負罪証拠であっても、調査においてはその提出が裁判所侮辱罪を担保に実質的に強制されてきたことから、そのことがいえる。1986年破産法 236 条など他の制定法に基づく手続においても、同様のルールが適用されてきた。

しかしながら、欧州人権裁判所は *Saunders v United Kingdom* 事件¹⁰⁰⁾において、強制力を担保として、検査役に提供された証拠をその後の刑事手続において調査対象者に不利に用いることは、欧州人権条約 6 条の公正な裁判を受ける個人の権利を侵害しており、その根拠は自己負罪拒否特権にあるとした。それを受けて裁判所は取扱いを変更し、調査で得られた証拠をその後の刑事裁判で使用することを中止した。現行会社法は、検査役からの請求に応じて提供された供述（資料は対象とされていない）は、当該供述の提供者に係るその後の刑事手続において、一次的証拠としても反対尋問でも使用することができないとしている¹⁰¹⁾。ただし、被告人自身がその供述を提出した場合、または起訴された罪が検査役への虚偽の証拠の提供もしくは裁判所侮辱罪にあたる場合は除く¹⁰²⁾。

しかしこの制限は、その後に行われる会社取締役資格剥奪法 8 条による資格剥奪手続での使用には適用されない。1985 年会社法 441 条は、検査役の報告書は報告書に記載された事実の証拠として許容されると定めており、裁判所もそれを認めてきた¹⁰³⁾。イギリスの裁判所も欧州人権裁判所も、資格剥奪手続は刑事手続ではなく、通常の民事手続的性質であって欧州人権条約 6 条の問題は生じないという点では一致している¹⁰⁴⁾。

とはいえ、刑事手続ではないとしても、取締役の資格を剥奪される者の権利に

99) Gower, §18-13.

100) *Saunders v United Kingdom* [1996] 23 EHRR 313.

101) Companies Act 1985, s 434 (5A) (5B).

102) Companies Act 1985, s 447A.

103) *Re Rex Williams Leisure Plc* [1994] Ch. 350 CA.

104) *DC, HS and AD v United Kingdom* [2000] BCC 710, ECtHR; *Re Westminster Property Management Ltd* [2000] 2 BCLC 396 CA.

関することから、欧州人権条約 6 条が定める手続に該当するという評価もありうるところである¹⁰⁵⁾。また、調査手続自体は欧州人権条約 6 条の対象外であるとしても、資格剥奪手続は、民事訴訟に適用される人権条約の基準に従わなければならない。その基準は、自己負罪拒否特権を明白に含むものではないとしても、一般的な公正の基準は含まれている。検査役の要請に従い行った証言を、純粋な民事訴訟において証拠として使用することが原則として禁止されないとしても、裁判所は一般的な公正の問題を考慮しなければならないことが指摘されている¹⁰⁶⁾。

Saunders 事件後法改正が行われたものの、事後の手続において自己負罪拒否特権やさらには黙秘権が絶対的な権利とされるかについては、明確ではない¹⁰⁷⁾。

7 会社調査の運用状況

7.1 総 説

2006 年 4 月 1 日付けで会社調査部門 (Companies Investigation Branch (CIB)) は、破産サービス (The Insolvency Service) に移管された。行政の効率化と簡素化を目的としたハンプトン報告 (Hampton Report) に基づく組織再編である。これに伴い破産サービスが 1985 年会社法に基づく会社調査を担うこととなった。破産サービスは BEIS の外局 (executive agency) であり、破産手続の管理、会社調査、会社法・破産法等に定められた刑罰規定違反者の捜査・訴追および人員整理退職手当業務を担っている。本部はロンドンにあり、国内に

105) Gower, §18-14.

106) Gower, §18-14. なお、Cloverbay Ltd v BCCI SA [1991] Ch 90 CA は、破産手続の場面において、純粋な民事訴訟の一方当事者である管財人が、制定法に基づき尋問命令の申立てができるというアドバンテージを与えられていることの問題点を指摘している。

107) Sarah Worthington, *Sealy & Worthington's Text, Cases, and Materials in Company Law* (11th ed, Oxford University Press, 2016) p 778. なお、加盟国に明確かつ適切な目的があるときは、人権条約 6 条は制約を受けることを示唆する判例がある (Brown v Scott [2001] 2 All ER 97; R v Kearns [2001] 1 WLR 2815; Coogan v News Group Newspapers Ltd [2012] 2 All ER 74; O'Halloran v United Kingdom [2007] ECHR 15809/02)。

22 か所のオフィスを持ち、1700 人が業務に従事している¹⁰⁸⁾。

会社調査の運用状況は、破産サービスの年次報告書で情報開示されている。2005 年度までは通商産業省（DTI）が作成していたが¹⁰⁹⁾、2006 年度以降は破産サービスが担当している。破産サービスに管掌が移ってから、年次報告書はパフォーマンス・レポートの性格を強め、統計数値だけでなく、具体的な事案の内容および破産サービスの活動によって国民にもたらされた利益または回避された損失が詳しく開示されるようになった。以下では、それらの情報をもとに、会社調査の運用状況について具体例をあげながら記述する。

表 1 は、破産サービスによる Annual Report and Accounts の 2006 年度版から 2018 年度版で報告されている内容をもとに、会社調査の申立件数、調査を開始した件数、会社の解散が命じられた件数、および取締役の資格剥奪が行われた件数をまとめたものである。

会社調査の申立件数は 2012 年度以降年次報告書では開示されていないが、2006 年度から 2011 年度までは年間 3500 件から 6000 件程度の申立てがあり、この間の年平均申立件数は 4290 件であった。2012 年度以降の申立件数は Annual Report からは不明であるが、その他の項目の数値の推移からするとおおむね同程度の申立件数があるのではないかと推測される。

1 年間の調査開始件数は、150 件から 300 件の間で推移している。1 年間の申立てに対して調査に着手されるのが 5% 前後であることがわかる。

会社の解散が命令された件数は、年度により 60 件台から 300 件台半ばと幅があるが、年平均 150 件となっている。

取締役の資格剥奪の件数は大きな増減がなく、年間 1200 件前後が続いている。

つづいて、各年度の特記事項と主な事案の内容を示しながら、会社調査が具体的にどのように運用されているかをみてゆく。

108) The Insolvency Service ホームページ (<https://www.gov.uk/government/organisations/insolvency-service/about>)。

109) DTI による最終の報告書は Companies in 2005-2006: report for the year ended 31 March 2006 である (<https://www.gov.uk/government/publications/companies-in-2005-to-2006>)。2001 年度から 2005 年度までの報告件数は、坂本・前掲注 3) 342-344 頁にまとめられている。また、1995 年度までの統計が、上田「株式会社における経営の監督と検査役制度（一）」前掲注 3) 71 頁に紹介されている。

表 1：会社調査事案の推移

単位：件数

年 度	調査 申立	調査 開始	会社 解散	取締役 資格剥奪
2006—07	3,595	219	95	1,200
2007—08	3,619	212	182	1,145
2008—09	4,153	275	115	1,252
2009—10	5,989	295	251	1,388
2010—11	4,852	180	181	1,437
2011—12	3,523	165	355	1,151
2012—13	N/A	N/A	N/A	N/A
2013—14	N/A	151	168	1,273
2014—15	N/A	150	102	1,209
2015—16	N/A	153	131	1,208
2016—17	N/A	N/A	85	1,214
2017—18	N/A	160	73	1,231
2018—19	N/A	150	62	1,242

The Insolvency Service, Annual Report and Accounts 2006-07～2018-19 をもとに筆者作成。

N/A は当該年度の報告書に数値の記載がないことを示す。なお、2010-11 年度はインターネット上で Annual Report and Accounts が開示されていないため、2011-12 年度版に記載されている前年度数値を使用した。

7.2 各年度の運用状況

(1) 2006—07 年度¹¹⁰⁾

当年度に CIB は 3595 件の申立てを受けた。前年度が 3711 件であったのほぼ同水準である。申立てのうち 219 件について調査が行われた。当年度中に 174 件の調査が完了し、95 件の会社解散命令が出された。また 21 名の取締役

110) The Insolvency Service, Annual Report and Accounts 2006-07, pp 15-17.

について裁判所から解任命令が出された。それを含め取締役の資格剥奪事案は1200件にのぼり、前年度より27件増加した。取締役の資格剥奪事案のうち77%は確約（undertaking）の手続によるものである。

【事例 1】

Ipedia Limited は、インターネット、衛星放送、書籍、DVD に展開が見込まれるテレビ番組のプロジェクトを立ち上げたとして、「億万ポンド帝国」と名づけてインターネットで広告を行った。そのスキームは、会員を1000人募集し、150ポンドの会費を支払えば、1年後に100万ポンドになって戻ってくるという触れ込みであった。

CIB の調査の結果、このスキームは主宰者の家の庭の物置小屋から発信されており、100万ポンドが稼げる事業計画などは実は存在していなかった。

会社は Channel 6TV という名のインターネットテレビ局を持っており、まもなく放送を開始するとしていたが、実際は Channel 6TV の放送事業は詐欺であって、何の放送設備もなければ、番組放映の準備もしていなかった。CIB の調査によれば、この会社は銀行取引もなく適切な会計帳簿もなかった。

Ian McCartney 消費者担当大臣は「これらの詐欺は常軌を逸しており、暮らして余裕のない人からあり金をはぎとるようなものである。背後にいた者は、何の羞恥心もなく、われわれは躊躇せず彼らをシャットダウンする」とコメントした。

CIB により会社が閉鎖されるまでに、このスキームに93人が応募していた。

【事例 2】

2006年10月、裁判所は2名の取締役に15年間の資格剥奪を命じた。さらに取締役1名が10年間の資格剥奪の確約に応じた。

取締役のうち一人は、2004年英国若手起業家年間アワードを受賞していた。サンデー・タイムズの富裕層リストによると、この取締役は238位にランクされ、推定資産は2億5000万ポンドにのぼった。

命令の中で裁判官は、この取締役に「完全な不正直者（completely dishonest）」と断罪した。取締役資格剥奪の申立てにおいて、不正確な会計帳簿や不適切な

税務処理、粉飾決算があったことが指摘された。

事件はメディアの注目を浴び、全国紙の The Times や地方紙の Manchester Evening News がこの取締役の資格剥奪について報じた。

(2) 2007—08 年度¹¹¹⁾

当年度中の新規調査申立件数は 3619 件で、前年度とほぼ同数であり、調査開始件数は 212 件であった。当年度中に 193 件の調査が完了し、182 件の解散命令が出され、前年度の 2 倍近くに上った。裁判所から資格剥奪命令を受けた会社取締役は 27 名となった。

【事例 3】

Auctionworld Ltd (AW 社) は有料放送のテレフォンショッピング・チャンネルを事業として、2001 年 11 月に放送を開始した。2004 年には Chase-IT tv を開局して、2 チャンネルでの放送体制を確立した。

その後 AW 社は、テレビ広告規制に違反したとして、放送免許取消しの手続が開始された。また消費者保護法違反の訴訟が提起され、会社と取締役には法令違反をしないとの確約の提出が求められた。

2004 年 11 月に、AW 社は 1775 万ポンドの欠損を出し、破産手続に入った。管財人による調査の後、取締役 3 名の解任手続が開始された。解任理由は、①正しい価格情報を提供しなかったこと、②前払いで購入された製品を発送しなかったこと、③顧客からの返金請求に応じなかったこと、④顧客問合せ窓口を置いていなかったことである。3 名の取締役からは 4 年ないし 9 年間の取締役資格剥奪の確約が提出され受理された。

【事例 4】

農地の区画販売に関わった 4 つの会社が CIB による調査の後、高等法院から解散命令を受けた。

この事業はまとめて取得した農地を区画に分けて、1 区画およそ 1 万ポンド

111) The Insolvency Service, Annual Report and Accounts 2007-08, pp 14-16.

で販売するというものであり、およそ 470 人の個人が投資していた。1 区画の投資額はおおむね 1 万ポンドであった。

CIB の調査の結果、これらの会社の事業運営に関し重大な懸念が明らかとなった。その内容は、①農地が伝統的な投資形態の代替手段として利益を生むという触れ込みでマーケティングしていたこと、②当該事業を行う会社（ULH 社）に関係している個人が設立し運営していた会社が、不動産投資の独立チェック者となっていたこと、③案内リーフレットで ULH 社は、土地の取得前であったにもかかわらず、土地拡張の機会があるかのような誤解を招く表現をして販売活動をしていたというものであった。

高等法院は次のように述べた。

「これらのことを考慮すると、一般公衆が、現時点ではほとんど価値のない土地への投資にはめられたことは明らかである。……根本的に不正直とも言える不実表示が投資家に対して行われ、……ULH 社は個人の金庫のように使われていた。これらの会社が二度と一般公衆に害を与えないように解散させるのが公共の利益にかなうことは、みじんの疑いもない。そしてそれによって、そのような行為が受け入れられるものではないとの明確なメッセージが他の会社にも伝わり、また彼らの行為を完全かつ適切に調査することが可能となる。」

(3) 2008—09 年度¹¹²⁾

当年度は取締役の資格剥奪命令と確約があわせて 1252 件となり、前年度から 107 件の増加をみた。このうち 80% が確約によるもので、前年度から 2% 増となっている。資格剥奪の平均期間は 6.5 年であり、過去 5 年間を通じて剥奪期間が伸びる傾向にある。

資格剥奪理由の主なものは、租税公課の滞納（37%）、会計処理（25%）、会社債権者を害する取引（16%）、犯罪行為（11%）である。

112) The Insolvency Service, Annual Report and Accounts 2008-09, pp 22-24, pp 31-35.

【事例 5】

高収益を挙げていた床材会社の 2 名の取締役（夫婦）が、3 年以上にわたって会社から 120 万ポンドを不正に引き出していたことをきっかけに、会社は破産手続に入った。

妻は会社の財務担当取締役であったが、架空の購入伝票を発行して、会社の銀行口座を使い個人債務を弁済した。また、個人的な支出または弁済の目的で、会社の小切手 154 通を振り出した。さらに合計 5 万 4 千ポンドの 3 通の小切手を、両取締役宛てに振り出し、夫婦共有名義の銀行口座に振り込んだ。

夫はこの不正に直接関与していなかったが、妻と同様に不正行為から利益を得て、夫婦で贅沢三昧の生活をしていた。夫婦の収入は本来その贅沢をまかなうだけの額ではなかったため、夫が妻の不正行為に気がつかなかったはずはなかった。

他の取締役は、破産手続開始後に、財務担当取締役であった妻の告白によって、夫婦の贅沢三昧な暮らしを知らされた。夫婦の資産を凍結する命令が申し立てられたが、それが意味するところは、夫婦所有の資産のうち 2000 ポンド以上のものをすべて会社債権者のために会社に移転するということである。

2009 年 3 月、夫と妻はそれぞれ 10 年および 15 年の取締役資格剥奪の確約を提出した。

(4) 2009—10 年度¹¹³⁾

当年度の新規申立ては 5989 件で、前年度から 44% 増加して過去最高水準となった。調査が開始されたのは 295 件で、前年度から 7% 増加した。

調査終結件数は 268 件で、251 社に対して会社解散命令が下された。対前年度 2.18 倍と急増している。

取締役資格剥奪の命令および確約は 1388 件となり、このうち 79% が確約による。資格剥奪の平均期間は 6.4 年となった。主な資格剥奪理由とその構成比は前年度とほぼ同じで、租税公課の滞納（38%）、会計処理（21%）、会社債権者を害する取引（18%）、犯罪行為（12%）である。

113) The Insolvency Service, Annual Report and Accounts 2009-2010, pp 19-22.

【事例 6】

全国でスーパーマーケットを展開し、1800 人の従業員を抱える同族経営会社の取締役 4 名（夫婦とその子 2 名）が、取締役の資格剥奪処分を受けた。会社は 2007 年 9 月に 210 万ポンドの負債を抱えて破産手続に入った。負債のうち 150 万ポンドは英国歳入関税局に対するものである。

措置の理由は次のとおりである。2 名の取締役（夫婦）は、すでに取締役資格を剥奪されていたにもかかわらず、取締役として業務を執行していた。また、80 万ポンドを息子のカーレース活動に、46 万ポンドをリーグに加盟していないサッカークラブに、5 万 6 千ポンドをプレミア・リーグのシーズン・チケットに、2 万 4 千ポンドを友人の CD 録音費用にといった具合に、総計 160 万ポンドを会社の利益に反して支出した。

【事例 7】

Notified Body は、製品の安全性を検査し、安全規格に合致していることを示す CE マークを認定する資格を英国政府と EU から与えられた団体である。

これとは別の 7 社からなる企業グループが、Notified Body の一員であり、有害物質安全指令等で認定されているという触れ込みで事業を行っていたが、会社調査の結果、これが虚偽であり、さらに英国内で直接事業を行っていないことが判明した。普通のアパートの住所が郵便物受取り用の住所とされていたが、その住所は登記されていなかった。郵便受領代理人は受け取った郵便物を外国の代理人に転送していた。

調査の結果、101 通の虚偽の証明書が、44 社のメーカー宛てに発行されていた。多くは海外のメーカーで、主に電動チェーン・ホイスト、電動ファン、ガストープ、発電機、モータ部品の会社である。

対象会社の取締役は調査に非協力的であったが、それらの者は外国籍で英国非居住者であった。公共の利益を確保するため、対象の 7 社は解散を命じられた。

(5) 2011—12 年度¹¹⁴⁾

破産サービスは、2010 年 12 月に早期退職プログラムを実施し、スタッフの

30% が離職した。主に契約職員である。退職者が行っていた業務は他部門からの配置転換で補充された。

当年度の新規会社調査申立ては 3523 件となった。申立件数は全体としては減少傾向にあるが、2010 年 12 月に新たなデータ記録方針を策定し、従来は受け付けた申立てを全件カウントしていたのを、受け付け段階で申立てが調査に値するかをふるいにかけて、それに残った件数をカウントすることにした。したがって、過去の新規受理件数のベースとは一貫性がなくなったことになる。その結果当年度の件数は、前年度の 4852 件、2009 年度の 5989 件から見かけ上大きく減少している。

当年度は 149 件の調査が終了し、これは前年度から 56 件の減少である。会社解散命令は 355 件で前年度から 174 件増加した。調査対象となる会社が複数ある案件もあるので、調査件数と解散命令を受けた会社数は一致しない。また、当年度内に行われた調査に関して裁判所で行われる手続は、当年度内には結審しないことが多いことも関係する。

当年度解散命令が増加したのは、2011 年末に 2 件の大規模な調査が行われたことが理由である。これらの調査は裁判所での手続に移行し、それぞれ 61 件、106 件の会社解散命令が出された。

【事例 8】

サッカークラブの前取締役 4 名が、3 年ないし 7 年間、取締役としての資格を剥奪された。サッカーエージェントへの支払いに関するサッカー協会および FIFA の規約に違反して、無認可のエージェントと取引をしたことが理由である。

また前取締役らは、この取引によって英国歳入関税局に 357 万ポンドの損害を与えた。

歳入関税局長は、これは「裁判所によって『軽罪』とみなされたのではなく、クラブとサポートにとって重大な結果を伴うルール無視であることを示す深刻な事案である」とコメントしている。

114) The Insolvency Service, Annual Report and Accounts 2011-2012, pp 29-32.

【事例 9】

シティにある 6 つの会社は投資用の土地販売を行っており、「土地銀行」と称されていたが、その事業における不正によって、破産サービスによる調査を受け、2011 年 6 月に高等法院から解散を命じられた。

6 社のうち 4 社は 1 年以内の間に、残りの 2 社は 1 年をわずかに越える短い期間内に取引を行っていた。この短期間に、6 社はあわせて 6 サイト 97 区画の農業用地を一般投資家の会員に販売し、100 万ポンドを超える収益をあげた。これらのサイトのうちの 1 つでは、実勢価格に 3372% もの信じがたいマークアップを付けて販売していた。

調査の結果、投資家に対して虚偽で誤解を招く説明がされていたことが判明した。その内容は、販売された土地の計画承認が下りたら、相当の配当が得られるというものであった。そのようなことが実現する見込みはまったくなかったにもかかわらず。

4 社による取引に関与していた者は、以前にも土地銀行の会社に関わっており、その会社も破産サービスによる会社調査の結果解散命令を受けていた。当該個人は、その会社に関連して詐欺の共謀を行ったとして、警察から告発された。

(6) 2012—13 年度¹¹⁵⁾

当年度の Annual Report and Accounts は、従来と異なり目標値をどれだけ達成したかを開示している。

会社調査の関係では、第 1 に、6 か月以内の調査完了率の目標を 90% としていたのに対し、実績は 93.6% であった。第 2 に、取締役の資格剥奪手続期間 23 か月以内を 90% の事案で実現する目標に対し、実績は 98.0% であった。この目標は 2013 年度には 95% に引き上げるとされている。

(7) 2013—14 年度¹¹⁶⁾

当年度の調査開始件数は 151 件であり、168 社に対して解散命令が出された。

115) The Insolvency Service, Annual Report and Accounts 2012-13, p 13.

116) The Insolvency Service, Annual Report and Accounts 2013-14, pp 15-21.

Carbon Credit グループの調査では、24 社が解散を命じられ、少なくとも 2900 万ポンドの被害が発生していたことが明らかになった。

取締役の資格剥奪対象者は 1273 人であり、前年度から 23% 増加した。資格剥奪の平均期間は 6 年である。10 年以上の資格剥奪を受けた取締役が 10%、5 年以上が 41% となっている。取締役の資格剥奪による市場への正味利益（回避された債権者の損害）は、1 人当たり 10 万ポンドを超えると推定される。

これらは破産サービスの予算水準が維持されたこと、およびその業務の重要性を認識して市場からの信頼に応えようとしたことの成果である。毎年行っているステークホルダーを対象としたアンケート調査では¹¹⁷⁾、破産サービスを「信頼する」が前年度から 3 ポイント上昇して 69% となった。

(8) 2014—15 年度¹¹⁸⁾

当年度は 150 社の調査が行われ、102 社が解散命令を受け、1209 人の取締役が資格を剥奪された。また他の規制機関に対して 27 件の情報提供を行った。

44 社が投資詐欺で解散命令を受けたが、その調査の結果、少なくとも 4300 万ポンドの被害が発生していたことが明らかになった。

取締役の資格剥奪の平均期間は 6 年であり、対象者の 12% が 10 年以上、49% が 5 年以上となっている。

取締役の資格剥奪による市場への正味利益は、1 人当たり 10 万ポンドを超えると推定される。

破産サービスは調査結果を積極的にメディアに提供しており、年間のメディア露出は 27% 増加した。これは破産サービスの業務が重要であり、抑止力になっているという国民の理解に結びついている。ステークホルダーの信頼度も前年度の 69% から 73% に上昇した。

117) 破産サービスは、自らのステークホルダーを破産者、取締役、余剰従業員 (redundant employees)、破産申立債権者および破産法律実務家であるとしている (The Insolvency Service, Annual Report and Accounts 2011-2012, p 24)。

118) The Insolvency Service, Annual Report and Accounts 2014-15, pp 12-16.

【事例 10】

Rangers Football Club plc の元取締役が、2014 年 10 月から 10 年間、取締役資格を剥奪された。

処分理由は取締役としての義務の不履行であった。Rangers を代表して自己株式取得の原資を調達するための契約を締結したが、他の取締役の意向を無視して適切なコーポレート・ガバナンスを妨げた結果として、納税漏れの事態を引き起こしたためである。

さらに、取締役を務める別の会社においても、適切な会計帳簿を作成保管せず、または仮に帳簿があったとしても、その開示請求に応じていなかった。

【事例 11】

Tullett Brown Ltd とその関連会社 2 社に対して、公共の利益に反するという理由で解散の申立てがあった。

調査の過程で Tullett Brown は事業内容を変更している。当初は過大評価された小規模な土地区画を投資家に販売していたが、これが不正な土地担保融資事業であった。投資家は事業計画の認可がおりれば、土地価格が上昇することを期待していたものの、結局その認可がおりることはなかった。

次に Tullett Brown は炭素クレジット（自発的排出削減量証明）を投資対象として、またもそれに過大な価格を付けた。炭素クレジットには実質的な流通市場が存在してなかったため、被害者は購入した炭素クレジットを売却できる見通しがたらず、回収不能となっている。

同社は、土地区画販売で 106 名から 200 万ポンドを集め、また 50 万炭素クレジットを 400 名に合計 320 万ポンドで販売していた。

取締役とその関係者は 14 年間の取締役資格剥奪となった。

【事例 12】

破産手続を濫用したとして、2015 年 3 月、6 社が公共の利益確保のために解散命令を受けた。

これらの会社は、使用されていない営業用不動産の賃借権を保有していた単一事業目的会社 22 社の一部であった（なお 22 社すべてが現在は公共の利益

確保のために解散している)。この6社は突然通常清算手続に入ったが、清算人を選任しなかったり、事業を停止しなかったりと、明らかに1986年破産法に違反していた。この違反によって会社は本来納付すべき事業用資産税の継続免除を受けることができていた。

この計略は2010年2月から2013年10月までつづき、2650万ポンドの事業用資産税が免脱された。

(9) 2015—16年度¹¹⁹⁾

2015年度中には、153件の会社調査が行われ、その結果、131社が解散命令を受け、25件の情報が他の規制当局に提供された。投資事業にかかわる103件の事案では、被害総額が少なくとも1億9600万ポンドにのぼり、破産サービスの会社調査によって2億2800万ポンドの被害が回避された。

以前に会社調査の結果解散を命じられた会社の取締役48名に対し、資格剥奪の命令または確約の措置がとられた。

当年度は1208名の取締役が資格を剥奪された。平均期間は6年で、10年以上が10%、5年以上が43%となっている。取締役の資格剥奪による市場への正味利益は、1人当たり10万ポンドを超えると推定される。

【事例13】

アパレル事業を営むAJ Design (Leic) Limitedは、2015年12月に27万ポンドの負債を抱えて清算手続に入った。負債のうち25万5000ポンドは不法就労者を雇用したことによる当局からの制裁金であった。同社がイギリス国内での就労が認められていない17名を雇用していたことが判明したためである。会社調査の結果に基づく措置として、会社の取締役は2023年まで取締役資格を剥奪された。

主任検査役は、「不法就労者は労働法によって保護されず、また合法的な求職者の就労機会を奪うものである。不法就労者を雇用する者は、納税者を欺き、まっとうな競争者を損なう。この措置は、法令違反の誘惑にかられている他の

119) The Insolvency Service, Annual Report and Accounts 2015-16, pp 25-26.

経営者に対する警告になるはずである」とコメントした。

【事例 14】

2015 年 2 月、税務コンサルティング会社の 3 名の取締役に対して、10 年間の取締役資格剥奪の確約措置がとられた。それに先だって、誤解を招く説明をして、顧客にとってほとんど利益のないサービスを行っていたとして、会社も解散命令を受けた。

確約の中で取締役は、裁判所の許可なく取締役役に就任せず、また会社の事業運営にも関与しないことに同意した。

(10) 2016—17 年度¹²⁰⁾

2016 年度には 85 社が公共の利益に反するとして解散命令を受けた。78 件の投資詐欺により解散命令が出された案件の調査では、被害総額が 1 億 2100 万ポンドにのぼったが、破産サービスによる会社調査によって 7800 万ポンドの被害が回避された。

取締役の資格剥奪は合計で 1214 人となり、このうち 430 人については刑事告発を行った。平均資格剥奪期間は 6 年で、10 年以上の資格剥奪を受けた者は 12% となった。資格剥奪措置によって、9200 万ポンドの損失が回避されたと推定される。

【事例 15】

ロンドンに本社を置く Souza Healthcare Limited は、高齢者をターゲットに高額な健康サプリメントを販売していたが、会社調査の結果を受け、高等法院に解散を命じられた。

会社の営業担当者は、健康サプリメントの効能について不正確な説明を行い、自分が医学の経験を持っており、医療組織を代表して電話をかけたと虚偽の説明をしていた。

調査の結果、顧客の中には深刻な健康状態にあったところ、インドにある会

120) The Insolvency Service, Annual Report and Accounts 2016-17, pp 16-18.

社のコールセンターから長時間の一方的な電話勧誘を受けていた者がいたことが判明した。

【事例 16】

2016 年 7 月破産サービスは、年金積立残高を Westminster 年金スキームに移せば、関連会社からの「融資」の形で、あるいは当該スキームのために Thames Trustees Limited が行う投資のコミッションの形で、いずれも現金を受け取ることができる顧客に紹介していた会社を解散させた。

実際には、顧客が受けた融資が返金されることは意図されておらず、そのスキームは、顧客が 2004 年財務法によって認められているよりも簡便に年金を受け取れるという年金自由化スキームとして運営されていた。

このスキームには 79 名が参加し、300 万ポンドを超える資金が年金基金から移動していた。また、スキームによって実施された投資に価値があることを示すような意味のある証拠は発見されなかった。

裁判所は、会社の運営が透明性と商業的誠実さを欠くとして、会社調査担当チームによる解散申立てを認容した。

【事例 17】

2016 年 7 月、Global Neutral Limited の取締役 Anthony Allen に対し、これまでの最長となる 15 年の取締役資格剥奪が命じられた。

Allen は Global Neutral を実質的に 1 人で支配しており、詐欺的な営業手法によって、2012 年 4 月から 9 月の間に、炭素クレジットへの投資として一般投資家から 110 万ポンドを超える資金を集めていた。

炭素クレジットには一般投資家が参加できる実質的な取引市場がなく、売却の見込みはない。また Global Neutral は顧客の手元に利益が残らないほどの不当に高額なマークアップを付けて販売していた。

調査の結果、Global Neutral は World Future Limited を引き継いでいたことが分かった。World Future Limited は同様の投資勧誘を行ったとして、調査を受け解散させられていた会社である。

Anthony Allen は、World Future で新米担当営業担当として 8 か月勤務し

たことがあることを除けば、Global Neutral 立ち上げ時に炭素クレジット市場について何らの知識も経験もなかった。さらに World Future の営業担当者を、面接もせずに少なくとも 12 名採用していた。

会社の事務所から回収した販売記録や顧客から得た情報から、営業担当者は高配当をうたって繰り返し顧客を欺いていたことが判明した。

(11) 2017—18 年度¹²¹⁾

当年度の会社調査の対象は、不動産、バイナリーオプション、ビタミン剤販売など広範囲の業種に及んだ。調査の結果、公共の利益に反するとして解散命令を受けた 73 社によって、少なくとも 6700 万ポンドの被害が明るみになった。調査によって回避された損害は 3700 万ポンドであった。

資格を剥奪された取締役は 1231 名となり、平均資格剥奪期間は 5.7 年、10 年以上は全体の 7.6% となった。移民当局との協力関係によって、不法労働者を雇用していた会社の取締役 115 名の資格を剥奪した。

【事例 18】

2017 年中に、個人 (Dharam Gopee) によって運営されていた 14 社の無認可貸金業者が、会社調査の結果閉鎖された。

調査の結果明らかになったことは、14 社のうち消費者金融の認可を受けていたのはわずか 1 社であった。その免許も 2013 年に、Dharam Gopee が消費者金融業を営むだけの高潔さと能力を欠いているという審判を受けて無効となっていた。

無認可の会社は、一般消費者向けに高利で自宅を担保として貸付けを行い、返済が滞ると容赦なく差押申立てを行ってきた。

顧客向けの書面手続は、混乱を招く不明瞭なもので、なかには消費者信用法 (Consumer Credit Act) に基づく権利を放棄する内容にサインをさせたものもあった。裁判所は、同法上の個人の権利を放棄することはできないことを確認した上で、この状況を「悲惨な」と表現した。

121) The Insolvency Service, Annual Report and Accounts 2017-18, pp 14-16.

Gopee の会社は、実質的に貸付業務を行っていたにもかかわらず、会社登記所には休眠会社であるとして虚偽の届出をしていた。

Gopee は 2016 年 5 月に、15 年間という最長期間の取締役資格剥奪処分を受けた。Gopee の解任と会社の解散後、金融行動監視機構 (Financial Conduct Authority (FCA)) は刑事手続を進め、3 年半の禁固刑と 5 年の重大犯罪防止命令 (Serious Crime Prevention Order)¹²²⁾ が下された。

【事例 19】

2017 年 10 月、会社調査の結果 Greenlife Wellness Limited と Naturecare Wellness Limited が、詐欺的表示を用いて高齢の消費者に高額の健康商品を購入させたとして解散命令を受けた。

2 社は英国国内に居住する健康不安を感じている 65 歳以上の高齢者のリストを購入していた。顧客の中には、1 か月当たり数百ポンドを、複数の取引で数年にわたって支払っている者がいた。ある 81 歳の顧客は、4 年間で 1 万 9000 ポンドをサプリメントに支払っていた。また別の顧客は、営業担当にせつつかれて必要以上のサプリメントを購入してしまったと感じていた。

2013 年 1 月から 2017 年 8 月にかけて、両社は健康サプリメントの販売で約 200 万ポンドの売上げを記録していた。

【事例 20】

2017 年 8 月、Robert Adolf Mathilde Stitzinger と Omar Babbar Amighetti は、英国法人 Miami International Bank Ltd を巻き込んだ不正銀行取引によって、最長期間の取締役資格剥奪処分を受けた。

両取締役は、アメリカの投資家に、20 万ユーロをリヒテンシュタインの銀

122) 重大犯罪で有罪となった者に刑事法院が下す民事上の命令。重大犯罪は 2007 年重大犯罪法 (Serious Crime Act 2007) に規定されており、違法薬物取引、児童買春、武装強盗、賄賂、詐欺、コンピュータ犯罪、環境犯罪などが含まれている (2015 年重大犯罪法で一部改正)。裁判所は再犯防止のために適切と思料する生活上の制限をかけることができる。例えば、電子機器の所有制限や自動車を所有または賃借する際の警察への届出など、制限することができる対象は広範囲にわたる (公訴局ホームページ (<https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/serious-crime-prevention-orders>))。

行口座に振り込めば、15 日以内に 1000 万ユーロの配当を受け取ることができると約束していた。投資家は Stitzinger 名義のリヒテンシュタインの銀行口座に 20 万ユーロを振り込んだ。投資家への配当はなく、何の説明もされなかった。

同じような詐欺事件が Miami International Bank Limited の名で、ニュージーランドを舞台に起きていた。この事件はアメリカ FBI の目にとまり、注意情報が FBI のウェブサイトに掲出された。Miami International Bank の前取締役が、ニュージーランドの会社の社長として特定されていた。

破産サービスによる当初の調査の結果、2015 年に会社は解散していたが、今回の措置で Stitzinger と Amighetti は 15 年間取締役の就任資格を失った。

【事例 21】

2018 年 3 月、破産サービスは Agri Firm Capital Limited の取締役 Renwick Robert Haddow を 15 年間の取締役資格剥奪とした。また、他の 2 名の取締役もそれぞれ 8 年、9 年の資格剥奪とされた。

Agri Firm Capital Limited は西オーストラリアとリトアニアの小麦栽培農地への投資を提供していた。

破産サービスは金融行動監視機構およびマルタならびにオーストラリアの金融証券監督当局と連携し、調査を遂行した。

会社は投資家を欺き、リトアニアやオーストラリアの価値のある農地を合法的に取得できると信じさせていた。しかし、リトアニアでは土地が取得された証拠はなく、オーストラリアでも土地取得が完了しなかった。

専門家からは実現不可能と助言されていたにもかかわらず、会社はオーストラリア産小麦で 9% の生産利益と 11～15% のキャピタル・ゲインがあると保証していた。

(12) 2018—19 年度¹²³⁾

当年度も引き続き幅広い業種において会社調査が行われた結果、62 社が公共

123) The Insolvency Service, Annual Report and Accounts 2018-19, pp 16-18.

の利益に反するとして解散命令を受けた。その被害額は少なくとも 6700 万ポンドにのぼり、調査によって回避された損害は 3700 万ポンドとなる。

資格剥奪を受けた取締役は 1242 名であった。破産サービスは引き続き重大不正事案に注力している。資格剥奪の平均期間は 5.5 年、10 年以上の資格剥奪は全体の 8.9% であった。

【事例 22】

2018 年 8 月、Delroy Roberts は、会社調査の結果 12 年間の取締役資格剥奪処分を受けた。Roberts は、Haydon Associates Debt Management Consultants Limited 他 2 社の取締役であった。これら 3 社は 2015 年 12 月に清算した債務管理会社であった。

金融行動監視機構（FCA）が Roberts に警告を発していたにもかかわらず、彼は会社が規制ガイドラインに従うようにしなかったことが調査により判明した。会社は債務の状況を述べた書面を顧客に提供せず、顧客についての情報を FCA に提供しなかった。

複数の顧客から、債務返済計画の変更についての新しい情報を受け取っていないとの申立てが FCA にあった。これらの顧客は定期的に支払いを行っていたにもかかわらず、債務額が変わらないままになっていた。さらに債権者も全額の支払いを受けておらず、また全く支払いを受けていないケースもあった。これらの申立ての大半は認められ、その結果として 3 社は金融オンブズマンサービス（Financial Ombudsman Service）から顧客への返金を命じられた。

【事例 23】

2019 年 1 月、Howard Grossman に対し、サッカースタジアム開発契約の不履行による 10 年間の取締役資格剥奪処分が下された。

Grossman は 1st Land Limited の取締役であり、ノーザンプトン・サッカークラブのためにスタジアム開発契約を結んでいた。1st Land Limited はサッカークラブから委託費として少なくとも 600 万ドルを受け取っていた。また当該サッカークラブは、地方自治体から資金援助を受けていた。

破産サービスの検査役は、ノーザンプトンシャー警察と協力して、

Grossman が取締役としての義務を怠っていたことを確認した。彼は会社の財務取引の適切な記録も作成保管していなかった。

検査役は、少なくとも 565 万ポンドが会計帳簿に記載されていないことを発見した。さらに、Grossman、その家族および 1st Land から受益する立場にないことが明白な第三者に対して、1st Land から相当額の支払いがあったことも確認された。

Grossman は、摘発内容を争わないとする自発的な確約に署名して、2019 年 1 月から 10 年間の取締役資格剥奪とされた。プロジェクト支援に使われた公金は回収されていない。

8 まとめと課題

会社法に基づいて行われる検査役調査および国務大臣の指示による非公式調査は、会社の業務執行状況を調査し、その是正を図るものとして制度設計されたものである。実務運用上は詐欺的な取引が行われた場合に、消費者や個人投資家の利益を保護すべく実施されており、破産サービスもそれを自らの業績として強調している。

一方、少数株主の申立てによる調査は、持株要件がハードルとなっていることもあり、その数は限られている¹²⁴⁾。そのため、コーポレート・ガバナンスを経営陣の株主に対するアカウントビリティとして定義するとすれば、会社法の調査制度がコーポレート・ガバナンスにおいて重要な役割を果たしているとはいえない面がある。むしろ取締役の会社法上の責任および刑事責任を補完する位置づけにあると理解すべきであろう。国務大臣が介入すべき公共の利益が関わる場合や取締役の不正行為が甚だしい場合を除き、取締役の義務違反の追及は、株主代表訴訟手続を通じて行われることを当局としては想定しているようである¹²⁵⁾。

それでも、会社調査制度は 2006 年の法改正を生き残り、破産サービスが担当になってからは積極的な法執行により消費者および個人投資家の保護に活用され

124) この傾向は破産サービスが担当となる前から存在しているようである（上田「株式会社における経営の監督と検査役制度（一）」前掲注 3）70 頁。

125) Companies Act 2006, Part 11.

ている。その点において、会社調査に基づいてとられる救済措置は、現在もイギリス会社法の重要な一部を構成しており、また検査役の報告書をきっかけに、取締役の義務とその違反に対する救済に関する会社法規定の改正が実現したとされていることから¹²⁶⁾、少数株主はその間接的な便益を受けているという評価もされているところである¹²⁷⁾。

ひるがえってわが国では、会社の業務執行状況の調査は、個別の規制法に基づいて監督官庁が行うという建付けになっていることが多く、業種を問わず包括的な調査権限を有する行政機関はない。また近時は、不祥事発生後に会社が第三者委員会を設けて調査を行い、報告書を公表することが多くなってきたが、第三者委員会については、独立性の欠如や強制力を持たない調査の限界の問題が指摘されている。イギリスで多くの事例がみられる取締役の資格剥奪については、わが国では取締役の欠格事由が有罪判決の確定を前提に規定されていることから（会社法 331 条 1 項 3 号・4 号）、それが適用される事例は比較的限られることになるだろう。

これに対しイギリスの会社調査制度は、経済産業行政を司る行政機関が、業種を問わず、検査役の選任を含めた調査権限を行使する。特に近時においては、個人債権者や個人投資家の保護を積極的に図ることを狙って運用されている。アメリカに比べ民事訴訟における開示が限定されているイギリスでは¹²⁸⁾、このような運用実務を通じて、会社調査制度が訴訟提起前の段階で取締役と少数株主・債権者の情報格差を補っているといえるであろう。

わが国では、訴訟提起前に取締役と少数株主・債権者の情報格差を補う措置が必ずしも十分ではないが、それを是正するためにイギリスのように会社法によって行政機関に後見的な役割を与えることには異論があらう¹²⁹⁾。そこで現行の業務財産検査役制度をベースに、裁判所の間接的関与を強化することで、情報格差の是正を実現する枠組みが考えられるが¹³⁰⁾、その具体的内容や、会社機関によ

126) Companies Act 2006, Part 10.

127) Gower, §18-15.

128) 溜箭将之『英米民事訴訟法』150 頁（東京大学出版会、2016 年）。

129) このことはロエスレルによる商法草案作成時にすでに指摘されている（司法省・前掲注 2）444 頁）。

130) 上田「株式会社における経営の監督と検査役制度（二・完）」前掲注 3）42 頁参照。

イギリス会社法における検査役による会社調査制度とその運用状況

る監督是正機能との連動あるいは調整に関しては、改めての機会に検討すること
としたい。

本稿は JSPS 科研費 JP17K03497 の助成を受けたものである。